

平成27年度事業計画

第1 事業方針

農林漁業・農山漁村は、その生産活動を通じ、生物多様性の保全、良好な景観の形成、文化の継承等さまざまな役割を担っており、地域住民や農山漁村を訪れる都市住民にゆとりや安らぎをもたらしている。平成26年5月の内閣府の調査では都市部に暮らしている88.9%が農山漁村地域との交流が必要あるとし、31.6%が農山漁村での定住願望を有している。また、リーマンショックや東日本大震災以降、若者を中心に価値観の変容が見られ、農山漁村に多様な価値を見出す人々が増加している。

しかしながら農山漁村においては人口の減少や高齢化、社会資本の老朽化や廃校等に伴い、集落機能や地域の活力の低下が進行しており、農山漁村に受け継がれている豊かな地域資源を最大限活用した地域の活性化に取り組むことが必要である。

このため、都市と農山漁村の共生・対流を推進し、都市住民や消費者のニーズに応えるとともに、コミュニティ・ビジネスの展開、それを担う人材の育成等により地域の活性化とコミュニティの再生を図ることが重要である。

一般財団法人化3年目となる平成27年度においては、このような農山漁村の現状と課題や政府による地方創生の取組みを踏まえ、公益目的支出計画に基づき公益事業を計画的に実施するとともに、自主事業の強化等公益目的計画終了後の自立化に向けた取組みを推進する。

第2 事業内容

I 公益目的事業

1 都市と農山漁村の交流促進を通じた農山漁村活性化支援事業

(1) 都市農山漁村の交流促進

ア) オーライ！ニッポン会議支援事業

「オーライ！ニッポン会議」（都市と農山漁村の共生・対流推進会議）に結集する推進主体の一つとして、「オーライ！ニッポン会議」と連携しつつ、民間が主体的に取り組む都市と農山漁村の共生・対流の国民運動を引き続き展開することとし、共生・対流の優れた取組みに対する表彰事業（オーライ！ニッポン大賞）等を実施する。

イ) 子ども農山漁村交流プロジェクト支援事業

総務省、文部科学省、農林水産省、環境省が4省連携施策として、小学校等の子ども達を対象に全国の農山漁村でふるさと生活体験活動（農林漁家泊等）を推進する「子ども農山漁村交流プロジェクト」については、受入地域の登録及び基本情報の公開、受入関係者と学校関係者への働きかけ、学校関係者向けの解説、WEB等による学校関係者等と受入地域とのコーディネート、管理者養成や体制整備等の研修会、アドバイザー派遣等を行う。

ウ) 普及啓蒙・交流イベント等支援事業

・都道府県、市町村等が実施する都市農村交流イベント、農林漁業体験活動等の行事に対して、本機構はその要請に応じ、企画、運営に参画し、主催者に協力して行事の円滑な運営と都市農山漁村交流の促進等普及啓蒙を図る。

・「村づくり塾」、「塾友会」等の活動推進事業

地域の人材育成や活性化に取り組んでいる全国の村づくり塾運動等について支援・相談活動を行うとともに「塾友会」等法人会員等に対し月例研究会を開催するとともに、企業の協力を得て、企業のノウハウを活用した都市と農山漁村の共生・対流の推進を図る。

・海外の農業関係団体との交流等を実施する。

(2) 農林水産物直売所等 6 次産業・地産地消活動の推進

全国各地で直売活動に携わっている実践者、支援者が一堂に会し、相互の情報交換や運営上の課題と対策の検討を行う「全国農林水産物直売サミット」を開催するとともに、「全国農林水産物直売ネットワーク」の組織拡大を図る。また、このネットワークを通じて、東日本大震災に対する支援活動を継続して実施する。

(3) 着地型旅行商品づくり支援事業の推進

各地域ではグリーン・ツーリズムに関する各種体験メニューを作成し、情報発信等を行っているが、各メニューの大半は商品として旅行会社に取り上げられるに至っていない。このため、本機構は平成19年、旅行業法に基づく旅行業者に登録し、地域における着地型旅行商品づくりの支援を行うとともに、その商品等を旅行会社に橋渡しする新たなビジネスモデルの構築を引き続き推進する。また、市町村長と語る旅、農林漁家民宿おかあさん100選記念企画ツアー、農林水産物直売所ツアー等セミナーツアーや企業の農村情報・農山漁村に対する理解を深めるためのツアーを実施する。

(4) 農村地域工業等導入促進支援事業の推進

農村地域への工業等導入の円滑な促進を図るため、市町村及び都道府県が実施する農村地域工業等導入実施計画の策定及び変更、実施計画策定に先立って必要となる用地の選定ないし土地利用構想の策定、導入すべき業種の選定、さらには計画策定後の工業用地等造成に係る諸事項等に関する支援活動を受託、6次産業化セミナー等を実施する。

(5) 出版事業

グリーン・ツーリズム等に関するテキスト、各種マニュアル、テキスト、パンフレット等の出版事業を実施する。

(6) 森林・山村多面的機能発揮対策の推進

かつては薪炭林や農用林等として様々な形で利用・保全されていた集落周辺の「里山林」等は、生活様式の変化や過疎化・高齢化の進展等によって荒廃が進行し多面的機能の低下が懸念されているが、このような里山等は、通常的林業経営が成立しがたいことから、地域の住民活動や企業・大学等の地域貢献活動を通じて保全することが必要である。

このため、東京・埼玉・神奈川の1都2県において地域住民や森林所有者等が協力して取り組む森林の保全と利用の活動を支援する。

(7) その他

都市と農山漁村の交流等により、引き続き東日本大震災の復興支援事業を実施する。

2 都市農村交流情報収集・発信事業

(1) ホームページによる情報の収集・発信事業

全国の農林漁家民宿、農家レストラン、農林水産物直売所、交流施設、観光農園等グリーン・ツーリズムデータを収集整備するとともに、廃校活用、市民農園等の取組事例を紹介する。また、本機構が運営するオーライ！ニッポン会議及び子ども農山漁村交流プロジェクトサイトの充実を図るとともに相談窓口を通じての指導、助言等を行う。

日本の農山漁村に対する訪日外国人旅行者の関心の高まりに対応して農林漁家民宿等について英文による情報発信を行う。

スマートフォン、タブレット等、近年スマートデバイスの普及が加速していることを考慮し、当機構の情報提供の形態についてもパソコンからモバイルへの対応を図る。

本機構の組織・業務、調査研究の成果、行事等の情報発信を行うとともにWEBサイトを公開している市町村、団体等と本機構のWEBをリンクさせ、市町村等のWEBサイトへのアクセスを容易にするサービスを提供する。

(2) 広報事業

ア) 都市住民のニーズに即応したふるさと情報（農山漁村の自然環境、生産、生活、文化、特産品等に関する情報）を新聞、雑誌、大都市部の自治体の広報誌、タウン誌、旅行誌、テレビ、ラジオ、企業広報等媒体を通じて積極的に提供し、都市住民が日常的に農山漁村情報に接する機会の拡大を図る。

農林水産物直売所や農林漁業体験民宿等の特産品等をWEBで紹介し、販売するシステムの開発を検討するとともに、都市でアンテナショップやマルシェ等を開催し、都市住民や消費者に直接農林水産物や農林漁業・農山漁村情報を提供することにより、本機構の認知度の向上を図る。

イ) 都市・農山漁村交流、農山漁村地域の活性化に関する情報提供及び本機構の業務等の周知徹底を図るため、メールマガジン、ファックス通信「まちむらNews」（毎月）を配信する。

- ウ) 都市農山漁村交流や農山漁村地域の活性化に関する映像情報の「ビデオライブラリー」を設置し、研修等へのビデオの貸出しを行う。
- エ) グリーン・ツーリズムツアー等を通じて、農山漁村地域及びグリーン・ツーリズムに取り組む旅行者等へ情報提供や一般の人々への相談業務を行う。
- オ) その他、本機構の日常活動を通じて、都市農山漁村交流の促進、農山漁村地域活性化に対する理解を深め、支援者の拡大に努める。

(3) 農山漁村コミュニティビジネスセミナー（まちむらセミナー）等事業

近年、都市と農山漁村の交流や、農山漁村地域の6次産業化を通じて地域づくりの取り組みが活発となっているが、それが持続していくためには地域の課題を解決し、収益を生むコミュニティ・ビジネスにつなげていくことが必要である。また、これを担う人材の育成が急務となっている。

このため引き続き農山漁村コミュニティ・ビジネスの先駆的事例、成功事例等について学び検討するセミナー・フォーラム等を体系的、継続的に実施するとともに、地域おこし協力隊や集落支援員、地域づくり協議会構成員、行政職員等を対象に外部専門家等と連携し、廃校、空き家、古民家等の未利用の地域資源の活用策を探る廃校活用セミナー、地域人材の育成をテーマとする地域づくり・人づくりセミナー等を実施する。

さらに、農林水産物直売所、農家レストラン等の経営方針や諸課題について現場で学ぶセミナーツアーを実施する。

3 農林漁業体験民宿事業

(1) 農林漁業体験民宿の登録事業

農林漁業体験民宿業者の登録実施機関として、登録を通じて民宿の健全な発展を図る。そのため、グリーン・ツーリズム総合補償制度等提供サービスの向上により登録促進を図る。登録民宿に対し、農林水産大臣の承認を受けた標識を貸し出すとともに、登録民宿の利用拡大を図る。

(2) 規制緩和型農家民宿の調査と研修

規制緩和型農家民宿の経営実態把握のため、現地聞き取り調査と分析を行い、調査結果を基に農林業家民宿経営テキスト（経営チェックシート）を作成するとともに、経営テキストを使用した「おもてなし」や「経営」についての研修会やセミナーを開催、持続可能な適正な料金設定のあり方の研究及び品質向上に向けての普及啓蒙を行う。

(3) 里の宿ネットワーク事業

農林漁家民宿の持続可能な経営の確立による農山漁村地域の活性化を図るため、農林漁家民宿のブランド化・ネットワーク化に向けた取り組みを実施する。

平成27年度は、農林漁家民宿の評価基準、農林漁家が有する魅力の効果的な発信手法、農林漁家民宿の魅力向上のための支援体制等の確立に向けた検討を行う。

II 収益事業

1 地域活性化支援事業

(1) 受託調査、計画作成等支援事業（コンサル）

政府において地方創生が課題となっており、市町村等は国の助成財源等を有効に活用して地域の活性化を図ることが重要となっている。本機構においては、グリーン・ツーリズム等の実績を活かしつつ、各地域の活性化に有効な助成制度等の調査・発掘、事業の円滑な導入・実施のための手順・手段、事業のアフターケア等の支援を行う。

また、地域住民主体の地域再生に関する課題解決に向けた地域再生のワークショップを地域の要請に応じて支援するほか、地域再生のワークショップの人材育成の支援を行う。

(2) 人材育成支援事業

都市と農山漁村の交流を円滑に推進し、都市住民等を農山漁村地域に長期間迎えるためには、地域資源を活用したプログラムの作成等様々な受入体制を整備することが重要であり、農山漁村でこれら取組の中心となる人材を育成・確保をするためのインストラクター育成スクール等各種研修会を開催する。

(3) まちむらラボ

6次産業化や地産地消の推進に伴い、地域の顔となる農林水産物の加工に関する基本的な考え方から商品開発、製造の方法、そして販路についての研修の場が求められている。まちむらラボでは、特定の農林水産物の加工や新商品の開発、完成した商品のテストマーケティング、野菜の新たな食べ方の提案や商品化まで、幅の広い内容で地域の6次産業化の支援を実施する。

(4) 保険金集金業務

農林漁業体験民宿業者等グリーン・ツーリズムに関わる者を対象とした保険のグリーン・ツーリズム総合補償制度の集金業務、農林水産業関係者の福利厚生を図ることを目的として行ってきた保険の集金業務を行う。

III その他

事業の実施に当たっては、経費の節減を基本に業務の効果的な実施、経理事務の適性等業務の適切な運営を行う。また、情報公開の徹底を図ることにより公平性、透明性を確保する。さらに、個人会員制度の充実等により財政基盤の強化に努める。